

別表第1

| 事業の区分        | 要件   |
|--------------|--|
| 1 道路の建設      | <p>(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に規定する高速自動車国道（以下「高速自動車国道」という。）の新設</p> <p>(2) 高速自動車国道の改築であって、当該改築により当該高速自動車国道の車線（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第5号に規定する車線（同条第7号に規定する登坂車線、同条第8号に規定する屈折車線及び同条第9号に規定する変速車線を除く。）をいう。以下同じ。）の数が増加することとなるもの</p> <p>(3) 道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により道路管理者が指定し、又は指定しようとする道路（以下「自動車専用道路」という。）の新設</p> <p>(4) 自動車専用道路の改築であって、当該改築により当該自動車専用道路の車線の数が増加することとなるもの</p> <p>(5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路（高速自動車国道又は自動車専用道路に該当するものを除く。以下「その他の道路」という。）のうち、車線の数が4以上であるものの新設であって、当該新設に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの</p> <p>(6) その他の道路の改築であって、次に掲げるもの<br/>           ア その他の道路（車線の数が4以上であるものに限る。）の車線の数が増加することとなるものであって、当該増加に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの<br/>           イ その他の道路（車線の数が4未満であるものに限る。）の車線の数が4以上に増加することとなるものであって、当該増加に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの</p> |
| 2 鉄道又は軌道の建設  | <p>(1) 全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道（以下「新幹線鉄道」という。）の新設</p> <p>(2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設（以下「鉄道施設」という。）のうち、新幹線鉄道に係るものの改良であって、次に掲げるもの<br/>           ア 本線路の増設（1の停車場に係るものを除く。以下同じ。）<br/>           イ 本線路の地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。以下「本線路の移設」という。）</p> <p>(3) 鉄道（新幹線鉄道を除く。以下「普通鉄道等」という。）の新設</p> <p>(4) 鉄道施設（普通鉄道等に係るものに限る。）の改良であって、次に掲げるもの<br/>           ア 本線路の増設<br/>           イ 本線路の移設であって、当該移設に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの</p> <p>(5) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条に規定する軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「軌道」という。）の新設</p> <p>(6) 軌道の改良であって、次に掲げるもの<br/>           ア 本線路の増設<br/>           イ 本線路の移設であって、当該移設に係る部分の長さが1キロメートル以上であるもの</p>  |
| 3 廃棄物処理施設の建設 | <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）のうち、処理能力が1時間当たり4トン以上であるものの新設（既存の施設を除却して行う新たな施設の建設又は設置（以下「更新」という。）を含む。）</p> <p>(2) ごみ処理施設の増設であって、当該増設により当該ごみ処理施設の処理能力が1時間当たり4トン以上増加することとなるもの</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
|               | <p>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号から第13号の2までに規定する産業廃棄物の処理施設(以下「産業廃棄物中間処理施設」という。)の新設(焼却施設にあっては、更新を含む。以下この号において同じ。)であって、当該新設に係る土地の区域の面積が2ヘクタール(当該新設に係る焼却施設にあっては、処理能力が1時間当たり4トン)以上であるもの</p> <p>(4) 産業廃棄物中間処理施設の増設であって、当該増設に係る土地の区域の面積が2ヘクタール(当該増設に係る焼却施設にあっては、処理能力が1時間当たり4トン)以上増加することとなるもの</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)のうち、面積が1ヘクタール以上であるものの新設</p> <p>(6) 最終処分場の増設であって、当該増設により面積が1ヘクタール以上増加することとなるもの</p> |
| 4 下水道終末処理場の建設 | <p>(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「終末処理場」という。)のうち、最大処理水量が1日当たり10,000立方メートル(下水道法第21条の2第1項に規定する発生汚泥等の焼却施設(以下「下水汚泥焼却施設」という。)にあっては、処理能力が1時間当たり4トン)以上であるものの新設(下水汚泥焼却施設にあっては、更新を含む。)</p> <p>(2) 終末処理場の増設であって、当該増設により当該終末処理場の最大処理水量が1日当たり10,000立方メートル(当該増設に係る下水汚泥焼却施設にあっては、処理能力が1時間当たり4トン)以上増加することとなるもの</p>   |
| 5 市街地開発事業     | <p>土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業であって、当該事業に係る土地の区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>  |
| 6 公有水面の埋立て    | <p>公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第1条第1項に規定する埋立てであって、当該埋立てに係る区域の面積が10ヘクタール以上であるもの</p>  |
| 7 工場又は事業場の建設  | <p>(1) 製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場又は事業場(以下「工場等」という。)のうち、次に掲げるものの新設<br/> ア 使用燃料及び原料の量を重油の量に換算したものが1時間当たり5キロリットル以上であるもの<br/> イ 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水(以下「排水」という。)の量が1日当たり10,000立方メートル(専ら冷却、減圧等その用途に供されることにより水の汚濁負荷量が増加しないと認められる用途に係る排水(以下「冷却排水等」という。)にあっては、300,000立方メートル)以上であるもの</p> <p>(2) 工場等の増設であって、次に掲げるもの<br/> ア 当該工場等の使用燃料及び原料の量を重油の量に換算したものが1時間当たり5キロリットル以上増加することとなるもの<br/> イ 当該工場等の排水の量が1日当たり10,000立方メートル(冷却排水等にあっては、300,000立方メートル)以上増加することとなるもの</p>  |
| 8 発電所の建設      | <p>(1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物(同項第15号に規定する発電事業者が発電の用に供するために設置するものに限る。以下「電気工作物」という。)のうち、出力が20,000キロワット以上である火力発電所の新設</p>  |

|                  |  |
|------------------|--|
|                  | (2) 電気工作物の増設であって、当該増設により火力発電による出力が20,000キロワット以上増加することとなるもの   |
| 9 工業団地の建設        | 工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号イに規定する工業団地(以下「工業団地」という。)の建設であって、次の各号に掲げるもの<br>(1) 当該建設に係る土地の区域の面積が10ヘクタール以上であるもの<br>(2) 当該建設に係る土地の区域に新設が予定されている工場等の使用燃料及び原料の量を重油の量に換算したものの合計が1時間当たり5キロリットル以上であるもの<br>(3) 当該建設に係る土地の区域に新設が予定されている工場等の排出水の量の合計が1日当たり10,000立方メートル(冷却排水等にあつては、300,000立方メートル)以上であるもの |
| 10 建築物の建築        | 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の新築であって、当該新築に係る建築物の高さ(用途上不可分の関係にある2以上の建築物の新築の場合(以下「2以上の場合」という。)にあつては、そのうちの1の建築物の高さ)が60メートル以上であり、かつ、延べ面積(2以上の場合にあつては、その延べ面積の合計)が50,000平方メートル以上であるもの   |
| 11 レクリエーション施設の建設 | (1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園(以下「都市公園」という。)の新設であって、当該新設に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であるもの<br>(2) 都市公園の増設であって、当該増設に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であるもの<br>(3) 都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物(以下「第2種特定工作物」という。)の新設であって、当該新設に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であるもの<br>(4) 第2種特定工作物の増設であって、当該増設に係る土地の区域の面積が5ヘクタール以上であるもの     |
| 12 複合開発整備事業      | 廃棄物処理施設の新設若しくは増設(第3項に掲げるものを除く。)、工業団地の建設(第9項に掲げるものを除く。)又はレクリエーション施設の新設若しくは増設(前項に掲げるものを除く。)のうち、いずれか2以上のものを併せて実施する複合開発整備事業であって、当該複合開発整備事業に係る土地の区域の面積が10ヘクタール以上であるもの   |

備考1 この表において、「重油の量に換算したもの」とは、発熱量39.1メガジュールに相当する量を重油1リットルに換算して算出した量とする。

2 この表において、「出力」とは、発電端投入熱量9.00メガジュール当たりの発電電力量を1キロワット時(発電効率39.98パーセント)に換算した場合の出力とする。